

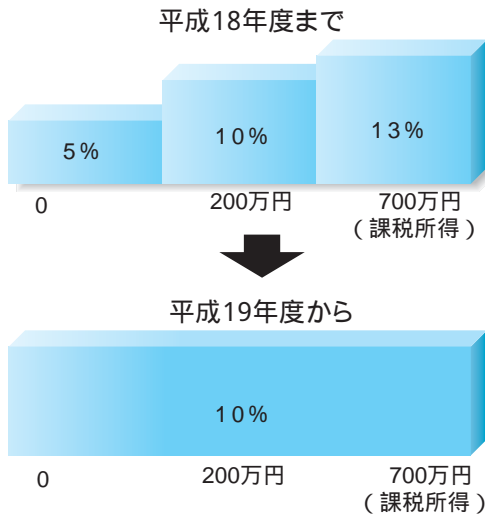
平成19年度の市県民税の税率が変わります

平成19年度の市県民税は、国の三位一体改革の一環により、地方公共団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うため、国（所得税）から地方（市県民税）へ税源移譲が行われます。

この税源移譲によって、皆さんが納めていただく平成19年度の市県民税（平成19年6月課税分）の税率は次のとおり変わります。

市県民税の税率が10%になります

平成18年度までの市県民税所得割の税率は、課税所得によって税率が5%、10%、13%



の3段階に分かれていましたが、平成19年度から一律10%（市民税6%・県民税4%）になります。

課税所得とは、給与や事業収入など税法上「収入」と

呼ばれるものから給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額です。この課税所得に税率をかけてものが「税額」となります。

市県民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません

市県民税の税率改正（一律10%）に併せて、所得税の税率も見直され、平成19年分は平成19年に給与・年金から源泉される分、平成20年2月18日～3月17日の確定申告分）から、最低税率が5%、最高税率が40%に改正されました。

「市県民税」+「所得税」の納税者の負担は変わりません。ただし、定率減税の廃止や皆さんの収入の増減などの要因により、実際の負担額は変動しますので留意

平成18年度まで(移譲前)

市県民税所得割		所得 税		負担率
課税所得	税率	課税所得	税率	税率
200万円以下	5%	330万円以下	10%	15%
200万円超	10%			20%
700万円以下		330万円超	30%	
		900万円以下	33%	
	900万円超	30%	43%	
700万円超	13%	1,800万円以下	37%	50%
		1,800万円超		

平成19年度から(移譲後)

課税所得	市県民税所得割		所得 税		負担率
	税率		税率	税率	
195万円以下	一律 10%		5%	15%	
195万円超			10%	20%	
330万円以下			20%	30%	
330万円超			23%	33%	
695万円以下			33%	43%	
695万円超			40%	50%	

《問合せ》税務課市民税係または各総合支所市民生活課

意ください。

定率減税が廃止されます

平成18年度の市県民税は、所得割の7・5%（限度額2万円）が減税されていましたが、平成19年度からは廃止されます。また、所得税は、平成18年分は10%（限度額12万5千円）が減税されていましたが、平成19年分からは廃止されました。

定率減税の廃止によって、平成19年度の市県民税は、最大2万円の負担増となります。

国民健康保険からのお知らせ

4月1日から70歳未満の方の高額療養費の支給方法が一部変わりました



医療費の自己負担が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

この高額療養費の支給方法が一部変更になり、70歳未満の方が入院したとき、あらかじめ国民健康保険に申請し、交付された限度額適用認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額は、所得区分によって異なりますので、入院される場合は、限度額適用認定証の交付を申請してください。ただし、国民健康保

4月1日から 障害者自立支援法にかかる 低所得利用者等の負担額が 軽減されました

4月1日から通所施設、居宅介護ホームヘルプ等の在宅サービスを利用する場合の月額負担上限額が、国と県でそれぞれ次のとおり軽減されました。

国の軽減措置

通所施設 居宅介護 ホームヘルプ等の在宅サービスを利用する場合、月額負担上限額が4分の1（平成20年度までの経過措置）になりました。ただし、対象者は、現在の所得区分が低所得1・2、一般（1）の利用者で資産が一定以下（2）の方です。（表1参照）

また、通所施設の利用および短期入所を併用する場合は、低所得2であつても3、750円となりません。（表2参照）

1 市民税課税世帯おおむね600万円以下の世帯で所得割10万円未満の方（税制改正により、7月以降は収入がおおむね600万円の場合、所得割が16万円

県の軽減措置

現在の所得区分が低所得1・2の利用者で資産が一定以下（2）であれば月額負担上限額の軽減の対象になりました。

- ・ 変更される予定ですが、軽減措置の対象となります（状況（預貯金等の額））
- ・ 単身世帯 500万円以下 家族同居1、000万円以下
- ・ 3 訪問系および日中活動サービス（居宅介護・ホームヘルプ）を併用する場合

負担上限額の変更(表1)

所得区分	現行	変更後	備考(資産等の要件)
低所得1	15,000円	3,750円	預貯金 500万円以下 単身 1,000万円以下 家族 1,000万円以下
低所得2	24,600円	6,150円	預貯金 500万円以下 単身 1,000万円以下 家族 1,000万円以下
一般	市民税課税のうち、所得割10万円未満の方	9,300円	世帯員全員の所得割10万円未満 預貯金 500万円以下 単身 1,000万円以下 家族 1,000万円以下
	上記以外の方	37,200円	上記以外

低所得2の利用者によるサービスごとの負担上限額の変更(表2)

サービス名	現行	変更後
児童デイサービス	15,000円	3,750円
短期入所	15,000円	3,750円
居宅介護・短期入所	24,600円	6,150円
居宅介護・短期入所	24,600円	6,150円

(表3)

区分	月額負担上限額		
	現行	変更後(軽減措置)	
低所得1	15,000円	3,750円	1,875円
低所得2	24,600円	3,750円 3 (6,150円)	1,875円 3 (4,275円 -6,150円)

(表4)

区分	月額負担上限額	
	現行	変更後
低所得1	15,000円	7,500円
低所得2	24,600円	12,300円

グループホーム等低所得利用者の家賃補助（補助期間未定・資産要件なし）
対象者 低所得1および低所得2の利用者
補助金額 家賃の2分の1を補助（上限月額2万円）

《問合せ》社会福祉課障害福祉係

除税を滞納していない方に限ります。

1カ月の自己負担限度額

区分	申請回数	自己負担限度額	
		70歳未満の方	70歳以上の方
上位所得世帯の方	1～3回目	150,000円 + 1% (1%は医療費が500,000円を超えた場合に、超えた分の1%)	80,100円 + 1% (1%は医療費が267,000円を超えた場合に、超えた分の1%)
	多数該当 4回目以上	83,400円	44,400円
一般世帯の方	1～3回目	80,100円 + 1% (1%は医療費が267,000円を超えた場合に、超えた分の1%)	35,400円
	多数該当 4回目以上	44,400円	24,600円
市民税非課税世帯の方	1～3回目	35,400円	24,600円
	多数該当 4回目以上	24,600円	

1 世帯内の国民健康保険被保険者の合計所得金額が600万円以上の世帯
2 多数該当は、過去12カ月以内に4回以上高額療養費の申請があつた場合の4回目以降の限度額

《問合せ》市民課国保医療係
または各総合支所市民生活課